



# 風

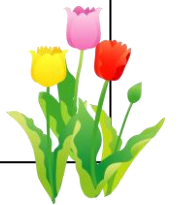


## 発行元

「島根県西部発達障害者支援センターウィンド」  
〒697-0005 島根県浜田市上府町イ 2589  
TEL:0855-28-0208 FAX:0855-28-0217  
E-mail wind1841@rhythm.ocn.ne.jp  
URL http://www.iwami-wind.org/

## 春の花、桜花

作 中野和政



花が咲く  
光を受け止め虫を呼び。  
花を通して人は知る。  
芽を伸ばす春を人は知る。  
桜の春が其処に居て、  
風に囁き呼んでいる。  
花が咲き、  
桜が開いて春を呼び、  
虫の心が弾んでいる  
光の言葉の囁きに  
光の強さの輝きに、  
風の弱さが震えている  
桜咲き、桜の花咲き、春が来た

### 【作者からの一言】

「4月1日に書いた詩。自転車で山に登ったら桜が咲いていて、その光景を見たらふいに言葉が浮かんできた。」

## ■ウィンド医療相談

専門の医師をお招きして医療相談会を実施しています。診断・投薬はできませんが、医療に関わる心配ごとなどお気軽に相談できます。事前にスタッフが相談内容をお聞きし、当日も同席させていただき、その後の支援に繋げていきます。相談時間はお一人1時間、予約制となります。

5月11日(木)	7月19日(水)
午後1時00分～4時00分 (場所：ウインド)	午後1時30分～4時30分 (場所：ウインド)
西部島根医療福祉センター 大野貴子先生	美都診療所 安藤幸典先生

## ■圏域ブロック連絡会議

13:30～16:00

- \*6月12日(月) 浜田圏域ブロック連絡会議 (会場) 浜田市総合福祉センター 会議室
  - \*6月14日(水) 大田圏域ブロック連絡会議 (会場) 島根県立共同参画センターあすてらす
  - \*6月15日(木) 益田圏域ブロック連絡会議 (会場) 益田市総合福祉センター 大集会室
- ウィンドの事業計画及び関係機関の皆様からの情報提供等を予定しています。関係機関の皆様には、案内を送らせていただきますのでよろしくお願いたします。

## ■島根県自閉症協会地区部会

各地区の勉強会にウィンドのスタッフも参加しております

地区	時間	場所	開催日
大田	10:00～12:00	仁万まちづくりセンター	4/12(水)・6/7(水)・7/5(水)
邑智	14:00～16:00	石見養護学校	5/12(金)・7/14(金)
江津	9:30～11:30	嘉久志地域コミュニティー交流センター	4/20(木)・5/18(木)・6/15(木)・7/20(木)
浜田	13:00～14:30	いわみーる	4/17(月)・5/15(月)・6/19(月)・7/10(月)
益田	10:00～12:00	益田保健所 2F 多目的室	4/13(木)・6/1(木)・7/6(木)
吉賀	10:30～12:00	よしかの里	4/21(金)・6/16(金)

\*変更になる場合がありますので、事前にウィンドのスタッフにご確認ください。

## ■「発達障がいを理解するための基礎講座」のお知らせ

基礎講座のご案内です。今年度担当になられた先生方、子育て中の保護者の方など、基礎的な知識や対応方法を学べる講座です。ひとり一人のどんな行動に着目し、どのような環境設定が望ましいのか、どんなアプローチが成長を促すのかなど一緒に学んでみませんか？

各ライフステージ（乳幼児期、学齢期、成人期）の課題を知ること、より見通しを持って支援することが可能になると考えています。ライフステージごとの講座になっておりますので、部分参加も可能です。

お申込み順となっておりますので、お早めにお申し込み下さい。

日 時：8月26日(土) 10:30～16:45 ※時間は変更になる場合があります。

場 所：浜田市：浜田市総合福祉センター(浜田市野原町 859-1 ☎0855-22-0094)

定 員：①乳幼児期 ②学齢期 ③成人期：各ライフステージ 80名

対 象：発達障がいに関心のある方

※基礎講座の案内につきましては、詳細が決まり次第ご案内致します。

## ご存知ですか！？「放課後等デイサービス」利用方法



学校就学中の障がいのある子どもさんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供し、学校教育と相まって子どもさんの自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行っています。

対象となる児童	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象となります。
サービス内容	学校授業終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。 ・多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供しています。 ①自立した日常生活を営むために必要な訓練 ②創作的活動、作業活動 ③地域交流の機会の提供 ④余暇の提供 ・本人が混乱しないよう学校との連携を行っています。
その他	事業所に寄って、開所時間等が異なる場合があります。 利用に当たっては、サービス等利用計画が必要となりますので、市町の福祉課等の窓口にご相談下さい。

ぜひご利用されてみてはいかがでしょうか(\*^\_^\*)

